

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会
(第7回) 議事要旨

1 日 時 平成20年2月4日(月) 15:00~17:00

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

秋池 玲子、伊東 晋、生越 由美、北 俊一、黒川 和美、鈴木 博、
根岸 哲(座長)、山本 隆司、吉田 望

(2) 総務省

河内官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、
藤島地域放送課長、長塩放送政策課企画官

4 議題

(1) フリーディスカッション(制度関連)

(2) その他

5 議事要旨

(1) フリーディスカッション(制度関連)について

- ① 事務局から資料1に基づき、第6回会合までに出された主な論点について説明があった後、各構成員から携帯端末向けマルチメディア放送サービスの在り方やイメージについて意見が述べられた。

【構成員】 これまで、デジタル化というのは、アナログからデジタルに一斉に切りかわるという想定のもとに進んできましたが、次第に、アナログからデジタルへの完全移行にはある程度時間が要するのではないかとということが現実の議論として出てきたと考えています。最終的にデジタルになる時期が遅れる可能性があるということになると、デジタルの魅力を本当に活かした規格は何かということ考える時期が来るのではないかと考えております。

このことは制度についても同様で、周波数ごとに技術方式を決めると、規格の更新が非常に難しくなると思います。したがって、例えば、統計多重のように、上位互換性があり、ソフトに柔軟性があり、端末側の書き換えが可能な新しい規格を採用し、プラットフォーム事業者に周波数帯域を割り当てることが望ましいのではないかと考えています。それは必ずしもハード・ソフト分離ということではな

く、ハード・ソフトを持っている事業者自体がプラットフォーム事業を行っても良いと考えます。

次に、価値観として、マルチメディア放送の在り方とラジオ事業との関係性の問題があると思います。ラジオのデジタル化の道筋はほとんど示されていませんので、新たに割り当てられる帯域を利用してその道筋をラジオ事業者のために示すべきではないかと思っております。その場合、VHF-LOWバンドをラジオ事業者に割り当て、VHF-HIGHバンドを多チャンネルのプラットホーム事業者に割り当てるということを思いつきますが、その2つの帯域の間にも統計多重や上位互換性を活かすことを考慮すべきであって、VHF-LOWバンドにおいても、ラジオ事業者がプラットホーム事業を兼営するような形で、帯域を比較的自由に使い、新しい事業や規格が出たときに柔軟に対応できるように、全体として統一性を持った仕組みで進めていくと良いのではないかと思います。

また、規格の数については、どちらとは言えませんが、これまでのプレゼンテーションを聞いていると、事業をやりたい方は複数規格を、どちらかという事業にさほど熱心ではない方は統一規格を主張されているという印象がしました。ただ、複数の規格間で競争させることのメリットをとるべきなのか、または、規格が複数あることによって生じる様々な不合理を重くとらえるべきなのか、考えは整理できていません。

【構成員】 一般的に言えば、画像等をダウンロードできるということで、インターネットの延長に近いものが良いのではないかと思います。放送という面とインターネットという面が上手く融合できればと思います。そのための技術基準やあるべき制度について明確なイメージはまだ持っておりませんが、基本的には、デジタル方式で、今の技術基準がベースにしているOFDMの特質を上手く利用することにより、かなり干渉に強く、事業展開ができるのではないかと思いますので、柔軟に様々なものを考えられるような技術基準を導入するべきではないかと考えます。

例えば、テレビ電話の類は、無料なら誰でも使いたいと思いますが、人の顔や映像まで見なくても言葉だけで済んでしまう類のもので便利なものは他にたくさんありますので、なかなか普及しませんでした。携帯端末向けマルチメディア放送サービスにも一時的なブームはあると思いますが、持続的に発展していくために、新しい仕組みやサービス、コンテンツを多くの人が開拓していけるような形にすることが望ましいと考えています。

また、地域社会との関係では、広域的なものや地域的なものがうまく融合して、なるべく安くサービスを提供できる形になってもらえれば良いと思います。

【構成員】 モアチャンネルで全国型の放送にするとビジネスモデルとして成功す

るというロジックについては、基本的には、受け手側の時間の総量は決まっていますので、ゼロサムゲームになると思います。したがって、全国型の放送の方が電波の効率的利用が実現できるという説明は、受け手側から見ると、必ずしもそうではないのではないかという気がします。これは、リクルートが各地域でホットペッパーを供給している中で、全国向けの雑誌を作っても売れないことと似ていると思います。私自身は、放送においてもホットペッパーのようなことができないだろうかと考えているところです。ラジオで東京オリジナルのテーマについて聴取者からアンケートをとっても、ほとんどが関東の郊外の方から送られてきます。郊外では聞いても仕方がないような都心の情報が放送されているのです。

例えば、首都圏で、夜間人口で百数十万人がいる半径10kmのエリアは11箇所確保できますが、その各エリアに放送局を作って、小出力で他の地域と競合しないように電波を割り当てることができれば良いと思っています。その上で、Media FLO等のような新しい技術が導入されて、ビデオオンデマンドのような通信と放送を組み合わせると双方向のやりとりができ、地域でコンテンツの制作・発信ができれば、地域間で競争も起こって面白いと思います。また、投資規模も小さくて済むと思いますので、事業者が全国に展開していくことも可能ではないかと思っています。

東京の郊外には2,500万人が住んでいますが、新聞、放送、通信といった企業の本社は都心にあって、自立して意思決定をしようとする機関が郊外にはないのです。都心の真ん中から一斉に情報を送って皆が受け取れる方が良いというのは、努力不足というか、もう少し工夫があっても良いのではないかと思っています。

【構成員】 現時点で、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの在り方について具体的なイメージを持っているわけではありません。論点表を見ても、制度の中だけでもそれぞれ複数の選択肢があって、これらの組合せで決まってくると思います。これを議論するには、貴重な周波数を使って何を実現すべきなのかという基本的な視点が不可欠ですが、例えば、国際競争力と地域振興の2つの優先順位を付けることができるとは思えないので、目指すべきところが決まらないまま議論ができるのか、非常に不安です。とは言え、現時点ではゴールを1つに決めることはできない。複数のゴールがあってもいいと思います。その目指すゴールごとに制度の在り方や技術の在り方を検討していく形にしないと、議論が発散してしまう可能性があるかと思っています。

【構成員】 現在の技術は10年後、20年後には絶対変わっているという大前提で考えなければならず、その上で、さらにアナログからデジタルへの交代があって、さらに発展していこうというのを考えると、現在の技術基準から選ぶというのは果たして適切なのかという問題があります。そうは言っても、どれか

を選ぶとしたら、日本として競争に負けない仕組み、複数方式の是非に関わってきますが、外国とのコンテンツの交換も含めて戦略的に考えるべきだと思っております。

また、技術の進展に伴って訴訟がよく起こります。例えば、ポラロイドカメラやソニーのベータマックスの発明の際にもありました。それで、特にマルチメディア放送で新しいサービスを開始しようという方は法律上の問題を抱えるので、まずは特区的な制度の枠組みの中でサービスを試行的提供してもらい、そこで発生した問題を解決するために法律を整備するという形にするべきではないかと思えます。サービスを開始したときに法律違反だから直ちにアウトとすると新規参入もためらわれると思えますので、特区を導入し柔軟に対応するべきではないかと思えます。日本で iPod のようなサービスが提供されなかったのは、ソニーをはじめ色々なメーカーが著作権処理で戸惑ったところが大きいと言えます。その点をサポートできる仕組みが必要だと思いました。

さらに、周波数の割り当てを現在の各メディアの力関係や今持っている可能性で決めてしまうと、将来、新規に参入しようとしてもできないという問題が生じます。使われていない周波数帯は事業者の入れ替わりができるような柔軟性のある制度を作り、新規参入を受け入れることができる仕組みを導入すると良いのではないかと思えます。それに、テレビ局、ラジオ局、携帯電話、地域社会の方たちそれぞれにニーズがあるので、バランスのとれた周波数の割り当てが重要と思っています。

最後に、ハード・ソフトの一体化と分離は対立する概念と考えられていますが、例えば、ハード・ソフト分離の制度であっても、ソフトの委託者とハードの受託者が同じでも構わないという形にすれば、実質的に一体型にもなり得ますので、このように、切り口を考え直して検討する余地があると考えております。

【構成員】 これまでのプレゼンテーション等を伺いますと、マルチメディア放送サービスには、まず、比較的狭い地域を対象としたコミュニティ放送、次に、デジタル化によって高度化されたラジオ放送、そして、携帯端末向けのサーバ型サービス等を含む新たなジャンルとも言えるマルチメディア放送の3つがあったかと思えます。これらを限られた周波数帯域ですべて実現するというのはかなり難しいですが、FM放送に接したVHF-LOWバンドについては、コミュニティ放送とデジタルラジオに割り当て、現在FM放送で行われているコミュニティ放送についても、新たに周波数を割り当てる場合はデジタル放送とするのが良いかと思えます。また、デジタルラジオについては、県域あるいは広域放送を基本形として、その組み合わせについても考えるということかと思えます。このようなVHF-LOWバンドにおけるサービスの位置づけや規制は、基本的には、それぞれに対応した現在の放送サービスに関するものが基本になると思えます。

一方、VHF-HIGHバンドについては、ビデオを中心とした新たなマルチメディア放送サービスに割り当てて、その発展を促すためにも全国放送にするのが良いと思います。その位置づけについては、新しいサービスということもあり、可能な限り自由度の高いものがよいのではないかと思います。ただ、放送サービスである以上、「あまねく受信」に係る努力義務、番組規律、マスメディア集中排除原則等の一定の規律は必要になってくるのではないかと考えております。

【構成員】 どの産業の方とお話をしても、日本は人口減によって、もう伸びる余地がないという話になってしまいますが、結局、自然に人口が増えたり消費が増えて、去年より今年が必ず良くなるという時代が過ぎ去ってしまった今、これを解決するのはもう2つの方法しかないと思います。一つは、満たされていないニーズを発掘して、それに対する新しいサービスを提供することによって、今まで使われなかったお金を使われるようにしていくという消費の振興と、もう一つが、外の地域からのお金を流入を促すことや外部に対して売り込みを図るといった外部経済の取り込みです。

この観点から、今回の変化の機会をとらえて、産業の活性化や、又は国内外の方がより良いサービスを受けたり、コンテンツを楽しむことができるような方向に繋がれば良いと思います。提供されるサービスそのもののイメージがあるというわけではありませんが、色々なチャレンジを生み出すような制度作りでありたいと思います。一方で、過去にあったように、過当競争の結果皆が疲弊する事態も避けたいと思います。

日本は、技術的には今でも先進国と言えると思います。また、世界的にみてコンテンツの発信量も多いようですので、いろいろなアイデアが生まれてくる風土があるのではないかと考えています。こうしたものがうまく利用されるような制度であって、かつ、ビジネスモデルとして成立し継続性があるような制度になっていくといいと思います。

規格の数については、結果的には、市場が選ぶということでもいいのではないかと思います。過当競争に繋がらないような工夫ができればいいと思います。

さらに、事業への参入者は、既存の事業者でも新規参入者でも構わず、新しいチャレンジの可能性という点を重視していきたいと思います。

【構成員】 そのメディアの技術特性を活かしたサービスとしてどのようなものが出てくるのか、あるいは、他のメディアにはなかった新たなサービスとして、どのようなものがあるのか、災害時の放送や地域密着型の放送以外にあまりイメージが湧かなかったというのが率直なところです。現時点では、今後可能性となる芽を残すような制度づくりをする必要があるのではないかと考えています。

【構成員】 目標を定めて議論をするべきであるという意見について、これはおそらく優先順位が決まっていなくて両にらみの状況ということだと思います。これまでの意見を聞きますと、将来のことは必ずしも分からないから可能な限り事業者が自由に事業展開できることを確保すべきだとする意見や、現在必ずしも満たされていないニーズに新しいマルチメディア放送サービスで対応できないかという意見があったかと思います。一方で、制度や技術、周波数を決めていくには、ある程度たがをはめて議論しないと上手くいかない面もあり、これをどのように考えていくかは一つの問題だと思います。

【構成員】 VHF-LOWバンドとVHF-HIGHバンドの帯域は希少性が高いと言われていましたが、それは、テレビやラジオが急激に普及していった歴史的過程において貴重だったのであり、今後も有用性が高いのかどうかは分からず、過剰な期待はできないのではないかと思います。ですから、あまり理想論だけで議論するよりは、既存のコンテンツや事業者のインフラを利用するといったところに収まらざるを得ないと思います。

また、ローカル（ミニ）FMは面白いと思います。広告規模も小さく、それなりに集まってくると思います。さらに、産業的に拡大していくかどうかは分かりませんが、地域社会のニーズは今後発展する可能性がありますので、ラジオの制度の中で、一定の位置づけを与えることが大事ではないかと思います。

【構成員】 過剰な期待は禁物という意見はもっともだと思うところもありますが、消費者も気がつかなかったような、埋もれている需要に対応する新しいサービスがないものかと思います。アナログテレビのデジタル化に要する時間をもっとかかるという意見もありましたが、想定されるスケジュールを再度検討し、期限までに焦らず考えていくべきではないかと思います。

また、もう少し若い人たちや、インターネット世代、携帯電話を手離せないような人たち、そういう世代が考えるメディア複合体があるのかどうかという点をもう少し考えた上で、マルチメディア放送サービスの可能性を考えていく必要があります。過剰な期待も、過小評価もいけないと思います。

【構成員】 皆様のご意見をお聞きしておりまして、「新しいことができるように」というのはそのとおりで、VHF-HIGHバンドでは、色々なことができるように少し規制を緩めても良いのではないかと思います。しかし、放送である以上、最低限の規律は必要になろうと申し上げました。インターネットでのビデオオンデマンドのようなサービスをというお話もありましたが、サーバ型サービスにより擬似的にそれに似たサービスができたとしても、放送サービスである以上、オンデマンドというのはなかなか難しいものと思われま。それは2.5GHz帯

(を使ったWiMAX等のサービス)なり第4世代(移動通信システム)なりで目指されることだろうと思います。

また、ハード・ソフト一致かどうかという点およびどの程度の帯域を割り当てるのかという点については、技術的な観点から考えると、提案されている方式は基本的にすべてOFDMベースの技術ですので、いわゆる連結送信の形で可能な限りまとめて送信しないと周波数の有効利用にはならないと思います。その意味では、ハード・ソフト分離の方が望ましいと思います。ただ、BSアナログ放送で1つの中継器(トランスポンダ)を区分所有しているような例もありますので、そのような方法を採用入れることも考えられます。いずれにせよ、通信に近いサービスはできるでしょうが、あくまでも放送によって提供されるサービスであるということを念頭におくべきだと思います。

さらに、もう少し議論する時間的な余裕があるのではという点については、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」(平成16年7月～平成18年10月)で、ラジオ関係者から、ワンセグの独立利用が可能になる時と同じ時期にデジタルラジオのサービスを開始したいという要望を数多く伺いました。今般、放送法が改正されてワンセグの独立利用が可能になりましたので、関係者にとっては、それほど時間的な余裕があるわけではないということも感じました。

【構成員】 国際的な視点から考えるべきという基本的視点もありますが、国際競争力の観点から見た技術方式及びその数についてご意見がある方はお願いいたします。

【構成員】 一般的に言えば、複数のシステムのもとで競争する仕組みの方が将来的により良いものが出てくる可能性があります。相手さえいれば、インターフェースが変わらなくてもその中で新しい技術方式が見えてくることもあるかと思えます。その意味で、一つよりは複数方式のほうが良いと思います。

【構成員】 「国際標準」の観点からは、ISDB-T、DVB-H及びMediaFLCについては、どれも既にITU-R勧告がなされ、国際標準化されています。そうであっても日本だけで使われるような技術方式ではだめだという意見もありますが、これら以外の方式を含めても世界を席卷するのはなかなか難しいだろうという気がしています。

地上デジタル放送に関しては、日本の放送方式を海外に展開しようと関係者が努力されており、ブラジルでは日本方式で放送が始まりました。もしかするとアジアでも採用する国が出てくるかもしれません。その一方で、このマルチメディア放送では、議論に透明性を持たせる必要があり、特定の方式を市場から締め出すようなことはできないということで、非常に難しい問題だと思います。

ただ、一つ申し上げておきたいことは、携帯電話における通信サービスのよう
に、それぞれの事業者で閉じたサービスであれば、各事業者独自のシステムや技
術基準でサービスが提供されても、事業者間の相互接続がなされていけば構いま
せん。しかし、放送サービスについては、様々な端末で受信できなければならない
ので、複数の技術基準があっても、結局は1つに統合されていくと思われま
す。この過程をどう評価するのかということだと思われま
す。最近の例で言うと、D
V Dの方式を事業者間で統一しようとする動きもありましたが、結局市場競争に
なりました。その間、買い控えが生じ、市場が停滞したことをどのように考える
のかという問題もあるかと思ひます。

【構成員】 放送事業であれば、ある程度決まった規格を継続的に使えるというこ
とがありますが、単一の技術方式にするとコスト面などで別の技術方式への移行
が難しくなると思ひます。

また、有料放送の課金のための限定受信システムというのは、各メーカー独自
の秘匿性の高いものでなければ実施しにくいという現実があります。ですから、
例えば、N T T、K D D I及びソフトバンクの3社に共通する規格をどういう形
で作れるのか問題となると思ひます。課金管理がなければ各放送事業者が主体的
に技術方式を選択できると思ひますが、課金管理を行なうとなると、非常に規格
の作り方が難しくなると思ひます。

② 事務局から、資料2及び資料3に基づきマルチメディア放送の制度関連の
説明があった後、それを踏まえて議論が行なわれた。

【構成員】 A M放送は聞き取りにくいところが多いように思ひますが、A M放送
には、あまねく受信に努める義務はあるのでしょうか。

【事務局】 制度上ございます。

【構成員】 現実にそれが行われているかどうか、さほど厳しくはチェックされな
いということでしょうか。

【事務局】 中継局を作れば作るほど普及率が上る構造ですが、実際に周波数を割
り当てるとなると周波数自体の空きが少ない等のため、現状のような数字に落ち
着いております。

【構成員】 コミュニティFMについては、放送普及基本計画の対象外ということ

でしょうか。

【事務局】 放送普及基本計画上、コミュニティFMについては、各地域に割り当てられるチャンネル数は書かれておらず、適宜、周波数の空き状況等を勘案しつつ、必要に応じて割り当てるとのこととしております。なお、現在、全国で約200のコミュニティFMがございます。

【構成員】 コミュニティ放送の話が出てきましたが、狭い地域での放送に係る規律についてご意見がある方はお願いいたします。

【構成員】 誰もが簡単に入手することのできる情報である以上、放送と通信の各規律のどちらをかけるのかということではなく、良い・悪いの常識的な、同一の判断基準でよいと思います。ただ、公共性の観点からは特定の者の利益のために活用されてしまうのもどうかと思われるので、放送法の規律をかけるべきだとも思います。その上で、地域の情報を積極的に提供するようになると、流れる情報の真偽が特に重要になってきますので、内容が虚偽である場合等には当然何らかの処罰が必要になるとは思いますが、これは放送であろうが通信であろうが同じだと思います。

また、今地上波の放送では大変苦勞して双方向性を出そうとされていて、常に数百人のモニターを抱えています。そのような番組がラジオを含めて多数あって、同じ時間帯に競って視聴者・聴取者の取り合いをしている不思議なシステムと言えます。放送しているといっても、見たり聞いたりする人をどれだけ捕まえているのか、実際どのくらい効率的に情報を流しているのか分からない状況です。情報を投げっ放しにして出たところ勝負で広告がつくような状況の中、新しい技術を使うことで飛躍的に今の放送とは違う魅力的なサービスを提供できるようになるということであれば良いですが、一方で、現在、インターネットやファクス、駅前の通行人を捕まえて情報を集めて双方向性を実現しようとしているような努力を怠るようになっては残念に思います。

【構成員】 放送と通信に関する規律の話をするときによく出てくるのが、例えば、政党はチャンネルを持ってないことや、宗教番組は行えないことなどがあると思います。現行制度を前提にすると、通信というのは、もともとは電話のイメージがあって、1対1対で、かつその内容に関しては秘密ということになっており、それに対して放送というのは、一般公衆を対象にして送信するものとなっております。しかし、今後、通信と放送の融合法制について審議会へ諮問がなされた際には、両者に共通した規律がかけられていくことになるのかもしれませんが。

【構成員】 事務局にお聞きしますが、資料2のマルチメディア放送の定義に関して、法制度上新たに定義するという場合と、現行の超短波放送の制度を改正する場合とで特にどのような点が異なるのでしょうか。

【事務局】 資料2の内容は、パブリックコメントで提出された意見及びその後のプレゼンテーションで出された意見を機械的に整理したのですが、現行の超短波放送の制度改正で対応可能という意見は、主に現在デジタルラジオの実用化試験放送をされている事業者が主張されているかと思います。現在、デジタルのFM放送は、音声を必須、簡易画像は任意となっており、ワンセグのような映像と音声を送信できる制度になっております。ですので、新たなマルチメディア放送に関して抽象的な議論はせずに、基本的に現在のデジタルのFM放送という既に制度化された枠組みをそのまま使えば良いのではないかというのが主張の内容だと思います。加えて、ダウンロード型サービスやペーパービューのように現在行われていない高度なサービスを提供するにあたり制度改正をする必要があるのであれば、現在のFM放送の定義に少し変更を加えればそれで足りるのではないかという趣旨かと思います。

また、パブリックコメントにおいて、新たにマルチメディア放送を定義すべきという意見も頂いておりますが、これももしかしたら、今ご説明したものと同じ趣旨でいいのかもしれませんが、ただ、与えられた帯域において自由な表現形態によりサービス提供したいということからすると、現状よりもさらに自由化を進めて、音声も任意にするなどサービスの内容をすべて自由化すべきであるとも読めますし、テレビやラジオの区別もなくすべきだということかもしれません。

【構成員】 事務局にお伺いします。現在、機能別にハード、ソフト、プラットフォーム、コンテンツという概念が出てきておりますが、特にVHF-HIGHバンドにおいては、多チャンネル事業自体を運営するような一種のプラットフォーム事業がないと、コンテンツ事業者が個々にサービスを提供してもなかなか統合がとれず事業全体として伸びないように思われますが、今回の放送法改正や今後の法改正において、多チャンネルを運営するような放送事業そのものが定義されたのか、あるいは、今後定義されていくのかどうか教えていただきたいと思いません。

【事務局】 平成19年末の放送法改正において、いわゆるプラットフォーム事業につきましては、有料放送管理業務という形で、限定的ではありますが初めて導入しました。なお、通信と放送に関する融合法制の議論では、プラットフォーム事業の制度化については、引き続き検討が必要であるという形で終わっております。今回ご指摘頂きました点につきましては、できれば、まずはこの懇談会の場

でご意見を賜りまして、それを踏まえて、新たに制度化していく必要があるのか、あるいは既存の放送法の改正で対応できるのか、さらには総合的な融合法制の中に組み込んでいく必要があるのかという検討がなされることになろうかと思いません。

【構成員】 マルチメディア放送に対する出資については、各地域でファンドのようなものを構成して行うということもあるかもしれませんが、全国展開している事業者の方がより大きな資金を持っている可能性が高いと思います。そのような事業者で、その分野の状況をよく分かっている方が全国向けも地域向けの放送にも投資できることが望ましいと思います。ただ、地域性を重視し、幾つかの地域の会社を全体で統括するような資本構成も十分あり得ると思います。

また、今はどちらかというと事前規制の形ですが、今後は事後規制にして、新規業者の参入を自由にすべきだと思います。その意味では、特区制度を導入して実験的に新しい試みをやってもらう取組みは重要だと思います。地域で新しく魅力的なことをやる試みが出てきて、その中で、各地域にその事業をサポートできるような方が育ってくるようなシステムになれば良いと思っています。

【構成員】 地域性を重視してコミュニティFMを開局することもあるかと思いますが、ラジオ業界全体として広告収入というモデル自体が成り立たなくなってきておりますので、そこに継ぎ接ぎしたところで上手くいくのか疑問です。

例えば、ラジオ業界全体で、各地域の番組表をつくったり、あるいは、新聞社とタイアップして朝刊のようなものを流すなど、一体でやるような構造がないと、経営の体力がなく衰退しつつあるローカル局に周波数を個別に渡しても、なかなか上手くいかないのではないかと思います。

6 その他

- 第8回会合は、2月18日（月）15：00から開催の予定。
- 次回会合では、今回の会合の議論を踏まえ、技術分野を中心にフリーディスカッションを行う予定。
- 今後のスケジュールとしては、引き続き3月も一通りの論点について検討を行い、4月以降、最終取りまとめを行う予定。

以上